発議第　２　号

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

令和　８　年　７　月　６　日提出

提出者　　薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長　　山　中　真　由　美

提　案　理　由

貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積となっている学校現場において、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げる必要がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、２００５年の「三位一体の改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

・　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和　８　年　７　月　６　日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣